

鳥取県告示第358号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成23年8月3日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成23年6月14日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

- 1 申請のあった年月日
平成23年6月3日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
NPO法人スタート
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
持田 敦子
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
西伯郡南部町東町243
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、障がい者および高齢者に対して、ノーマライゼーション理念が実現する社会に寄与することを目的とする。